(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字大久保四七〇〇・字横道下一〇六一の二〇・一〇六一の二一・一〇六一の二六・一〇六四の一・一〇六四の三・字上ノ原二一三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二一三五
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　保安林の所在場所　山梨県笛吹市芦川町中芦川字一之倉一五九二の一、一五九三、一六〇五、一六〇六の一、字向川九四五の三、字矢名目九二九、九三三の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字一之倉一五九三・一六〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九二の一、一六〇六の一、字向川九四五の三、字矢名目九二九、九三三の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十三年十一月二十八日
　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町上佐野字耕地一一五四の一、早川町雨畑字長畑三四一九、三四二〇の一、三四二一の一から三四二一の三まで、三四二八、三四三五の一、三四三六、三四六〇の一、三四六二の一、三四六四の一、富士川町平林字後草里三〇一二の四、十谷字伊良場沢四八五一、字岡松四八三二、四八三三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十三年十一月二十八日
　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市上市之瀬字横沢一五〇一、一五〇九、一五一〇、一五一九、一五二〇、平岡字坂額三〇八四の二、三一一〇、大月市賑岡町奥山字小和田二九六二、字大沢三〇二八、字東原二七三七の一、七保町下和田字下畠一六七〇、一六七〇内二、一六七〇内三、一七〇九、一七一〇、字花輪一六〇〇の二、一六〇の三、南巨摩郡富士川町鳥屋字中島七七の一、七九の一、八四、高下字北畑九五一の四、北杜市白州町横手字前山四三四三の一二六、四三四三の一三二、四三四三の四四九、上野原市桐原字ワセガイト一八九一から一八九四まで、字今野一八九六から一八九八まで、字小田一三四五の一、一三四五の三、都留市鹿留字天神ノ上三五〇五、三五〇六、三五〇八、三五〇九、三五一〇の一、三五一〇の二、三五三五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字横沢一五〇一・一五〇九・一五一〇・一五一九・一五二〇・字坂額三〇八四の二・三一一〇・字小和田二九六二・字大沢三〇二八・字東原二七三七の一・字下畠一六七〇・一六七〇内二・一七〇九・一七一〇（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、字花輪一六〇〇の二、一六〇〇の三、字中島七七の一・七九の一・八四・字北畑九五一の四・字前山四三四三の一二六・四三四三の一三二・四三四三の四四九・字今野一八九七・一八九八・字小田一三四五の一・一三四五の三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字ワセガイト一八九一から一八九四まで、字今野一八九六、字天神ノ上三五〇五・三五〇六・三五〇八・三五一〇の一・三五一〇の二・三五三四・三五三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三五〇九
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに関係市役所及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十三年十一月二十八日
　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百九十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十三年十一月二十八日
　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　宮崎県えびの市大字島内字猿喰ノ三　一八〇〇の一から一八〇〇の一一まで、字湯ノ谷ノ一　一八八四、字湯ノ谷ノ二　一八九八の一から一八九八の三九まで、一九〇四の五から一九〇四の七まで、字梅ケ迫ノ一　一九〇五、一九〇六の一から一九〇六の一二まで、字梅ケ迫ノ二　一九二三の一、大字浦字粥餅田三八七の二、三九四の一、三九四の二、三九五、字一番ヶ迫四〇一の一から四〇一の五まで、四〇二、四〇四、字中大鳥四一六の一、四一六の三、四一六の六から四一六の八まで、四二七の一から四二七の三まで、字郷の原四三四の一、四三四の二、字永溝四四七、四四八の一から四四八の四まで、四五〇の二、四五五の一、四五七の二、四五八、四五九、四六三の一、字屋敷の内七三〇、七三一の一、七三一の二、七三二、七三六の一、七三六の二、七三八の一、七三八の二、七三八の四、字宮東七四四、七四七、七四八の二、七四八の四、七四八の五、字尾越七九三の一、七九四、八〇〇、八〇三の二、八〇四、八〇五、八〇六の一から八〇六の三まで、字イラガ谷八〇七の一、八〇七の二、八〇八、八〇九の一、八〇九の二、八一二、八一四、八一六のイ、八一六のロ、八一七の三、八一七の四、八一七のロ、八一九、八二五の三、八二五の四、八二五のロ、八一三十八一八、字蔵福田八二六の一から八二六の三まで、八三一、八三五、八三九、字湯ノ谷八四五から八五一まで、八五三の一、八五三の三から八五三の八まで、八五三の乙、八五六、八五八、字妙木八九八の一、八九八の三〇から八九八の四四まで、八九八の五〇、八九八の五二、九〇二の五、九〇二の一一、九四四、九四六の一、九四七の一、九四七の三、九四九の四、九四九の二、字米次田一三四三の一、一三四三の二、一三四四の一、一三四四の二、大字柳水流字幣田四一七、四一八、四二三、四二四の一から四二四の三まで、四二六、字堂ヶ迫四三三の二、四三四の一、四三四の二、四三七、四四六、四四七の一、四四七の二、四五一、四五五の二、四五五の二から四五八の一〇まで、四五八の一二、四五八の一四、四五九の一、四五九の五から四